

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

令和7年度新しい働き方移住支援金交付申請書

令和7年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 要件区分（該当する欄に○を付けてください）

ア 起業		イ 就業		ウ リモートワーク	
エ 専門人材		オ 関係人口			

3 世帯員（該当する欄に○を付けてください）

単身		2人以上の世帯		同居の子	人
----	--	---------	--	------	---

※同居の子は、令和7年度新しい働き方移住支援金交付要綱第2条第5号に規定する者をいいます。

4 勤務先の証明（申請者が「2 要件区分」のウに該当する雇用保険の被保険者の場合）

申請者が、令和7年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条第4号に該当し、リモートワークを実施していることを証明します。

勤務先名称	部署名
電話番号	担当者氏名 ㊟

5 誓約事項

- 申請日から2年6月以上継続して転入市町村に居住する意思があります。
- 「イ 就業」又は「エ 専門人材」の場合、申請日から2年6月以上、継続して当該就業先に勤務する意思があります。
- 令和7年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条に定める交付対象者であることに相違ありません。
- 協議会から報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。
- 下記返還にかかる事由が生じた場合は事前に青森市へ相談します。
- 以下の場合には、新しい働き方移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：全額
 - (3) 申請日から6月を経過する日までの間に、令和7年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条第3号又は同条第5号の就業に関する要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - (4) 申請日から1年6月を経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：半額

個人情報確認同意書

年 月 日

転入市町村長 様

住 所

氏 名

（自 署）

電話番号

私は、令和7年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付に関して必要な範囲内において、転入市町村長が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

記

- 1 住民基本台帳情報
- 2 （転入市町村長）の市町村税の賦課徴収に関する情報

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

リモートワーク申告書兼誓約書

リモートワーク等実施者氏名	
事務所・事業所の場所	〒
主にリモートワークを実施している場所	〒
行っている事業の概要	
リモートワークの内容 (可能な限り具体的に記載してください。)	

【誓約事項】

- 1 上記の申告内容に虚偽の記載はありません。
- 2 申告内容の確認のため、東青地域移住・交流サポート協議会の求めに応じて情報提供します。
- 3 上記申告に虚偽の記載があることが判明した場合、又はリモートワークや制作活動を実施していると認められない場合は、支援金の交付を受けられないことを理解しており、既に交付を受けている場合は返還します。